

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル古川中里店

大崎市古川中里五丁目405-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

3 市町村の意見の概要

（1） 子どもの安全対策について

建設工事期間及び開店後において、周辺道路の交通量の増加及び、移動人口の増加が予想されるが、近隣に小・中学校があり、周辺道路は通学路となっていることから、事前に安全対策を万全にする必要がある。また、営業時間が深夜までとなっていることや、店舗建設により目の届かない場所ができることが懸念されるため、児童・生徒への影響や防犯について十分な対策をすることが必要である。

（2） 地域住民の交通の確保について

店舗東側の市道新幹線東1号線に出入口及び右折レーンが設置されることにより、市道と東側の住宅地域の出入りはこれまで以上に困難になり危険度が高まることが想定される。

しかし、店舗開店に合わせた市道の改良は困難であることから、渋滞緩和のため、農道の拡幅を行い住宅地域北側からの出入りを誘導することとしたが、根本的な解決には至っていない。

このため、設置者においては、開店後においても市や地域住民と連携を密に協議を続け、周辺道路の混雑緩和及び交通安全のため対応することが必要である。

4 地域住民等の意見の概要

古川商工会議所の意見

- (1) 当該地区は、小・中学校の通学路になっていることから、通学時間帯の車両の出入庫時には危険な状況になることが予想される。車両等に児童・生徒が接触する可能性が大きいため、誘導員の配置や出入口に明確な表示をする等、歩行者の事故防止のため何らかの配慮が必要である。
- (2) 通常閉店時間は午後10時（届出上は午後11時）ということだが、閉店後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等が発生することが予想されるので、閉店後の駐車場の閉鎖と警備員による深夜・早朝の巡回を徹底すべきである。
- (3) 地域の商慣習に倣った行動にも配慮し、紛争が起きないように努めていただきたい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成28年11月22日から平成28年12月22日まで（ただし，閉庁日を除く。）